### 1 議 事 日 程(第3号)

(令和3年第4回久山町議会9月定例会)

令和3年8月27日 午前9時45分開議 於 議 場

# 日程第1 諸般の報告

- 一部事務組合議会に関する事項糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会
- 総務文教常任委員会調査報告
- 日程第2 議案第 43号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について
- 日程第3 議案第44号 久山町職員定数条例の一部を改正する条例について

(3久山町条例第21号)

日程第4 議案第 45号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

(3久山町条例第22号)

- 日程第5 議案第46号 令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第47号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第 48号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第 49号 令和 2 年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- 日程第9 議案第50号 令和2年度久山町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第 51号 令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第 52号 令和 3 年度久山町一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第12 議案第 53号 令和 3 年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第 54号 令和 3 年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 55号 令和 3 年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 発委第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める 意見書
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	Щ	野	久	生	2番	清	永	義	弘
3番	有	田	行	彦	4番	佐	伯	勝	宣
5番	松	本	世	頭	6番	本	田		光

## ─ 令和3年第4回9月定例会 ─

7番 阿部 哲 8番 只松秀喜

9番 久 芳 正 司 10番 阿 部 文 俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番 只松秀喜

9番 久 芳 正 司

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

 町 長 西 村 勝
 副 町 長 佐 伯 久 雄

 教 育 長 安 部 正 俊
 経営デザイン課長 中 原 三千代

 町民生活課長 佐々木 信 ー
 産業振興課長 久 芳 義 則

福祉課長稲永みき健康課長大嶋昌広

税務課長 川上克彦 総務課長 久芳浩二

都市整備課長 井 上 英 貴 上下水道課長 横 山 正 利

教育課長 江上智恵

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 小森政彦

議会事務局書記 篠原正継

~~~~~~ () ~~~~~~~

### 開議 午前9時45分

○議長(阿部文俊君) おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議事に入る前に報告いたします。

9月定例会初日の佐伯議員に対する懲罰の件における本人からの弁明および2日目の佐伯議員の一般質問の冒頭の部分において、6月定例会で不適切と削除された・・という言葉が認められましたので、地方自治法第129条に基づき、後刻調査の上、措置することとします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長(阿部文俊君) 日程第1、諸般の報告を行います。

[4番佐伯勝宣君「あ、質問。」と呼ぶ]

佐伯議員、駄目です。もう進めてます。

[4番佐伯勝宣君「措置、措置という言葉の意味が分からない。」と呼ぶ]

措置です。

〔4番佐伯勝宣君「ふーん」と呼ぶ〕

静かにしてください。佐伯議員、発言は禁止します。

日程第1、諸般の報告を行います。

一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、総務文教委員会から委員会調査報告を求めます。

只松総務文教常任委員長。

○8番(只松秀喜君) マスクを外させていただきます。

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり、久山町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査内容、久山町の防災対策について。調査目的、近年線状降水帯やゲリラ豪雨などの 大雨による災害は、全国どこの地域でも起こりうる状況である。久山町でも、大きな災害 が起こる可能性があることを考慮し、議会として町の対策が十分であるか検証を行うた め、調査を行うこととしたものである。調査経過、平成30年11月19日。総務課から久山町 の防災について説明を受ける。平成31年2月7日。久山町議会災害発生時対応指針等について協議。令和元年5月14日から15日。愛媛県大洲市へ行政視察を実施。令和元年6月11日。全員協議会で久山町議会災害発生時、対応指針久山町議会災害発生時対応要領について説明し、承認を得て、6月13日に公布。令和2年2月21日。指定避難所となっている公共施設の状況について、現地調査を実施。令和2年6月5日。災害発生時における町の対応および体制について、総務課から説明を受ける。令和2年6月12日。土砂災害警戒区域等の現地調査を実施。

調査結果、平成30年11月19日。気象庁が気象状況や危険度の高まりに応じて段階的に発表する防災気象情報と、それを活用した町の対応について総務課から説明を受けた。

久山町の対応としては、注意報では職員が自宅待機、警報になると、十数名で組織された警報班が役場待機となる。その後、危険度が増した場合、災害対策本部を立ち上げるとのことであるが、委員からは、町外に住む職員が増えている中で、住民の安全を守る体制がとれるのか、危惧する声も多くあった。

令和元年5月14日から15日に、防災について愛媛県大洲市三善地区を視察した。この地区は、全国で263名の死者を出した「平成30年7月豪雨」の際、三善公民館を避難所としていたが、平成30年7月7日、近所を流れる肱川が増水し、さらにダムの放流により、広川が大規模な氾濫を起こしたため、避難所の三善公民館も床下浸水が起こりはじめ、区長の判断により避難者65名を引率し、高台の変電所へ移動するという行動をとった地区であり、この判断により、一人の死傷者も出していない。的確な判断を行った当時の区長によると、日頃の訓練が功を奏し、先に先に行動したおかげで、一人の犠牲者も出さなかったとのことであった。

令和2年2月21日より4日間を費やし指定避難所となっている公共施設の状況について、現地調査を実施した。

各施設、避難所として大きな問題はなかったが、参考調査を行った下久原公民館については、築45年が経過しており、老朽化が著しく、集会所としては唯一、避難所に指定されていない。地域の住民の命を守るといった観点からも、早急な取り組みが必要である。

まとめ。災害には大雨、火災、地震等あり、それぞれの対策が必要である。中でも、大雨については、梅雨時や台風時に被災する可能性が高いことから、十分な対策が求められる。

また、各行政区の指定避難所については、運営ノウハウの蓄積がなく、区長をはじめと する行政区の役員が苦慮しながら対応しているという実情がある。自主避難から避難勧告 に移行したときに町行政とどのような連携を行い、住民の安全を守るのかという点も、明 らかにする必要がある。町は防災計画策定の取り組みを支援し、それぞれの行政区で、地域の情報を共有していただくような働きかけを行うとともに、避難所の運営についてもノウハウの提供が必要だと考える。

令和元年度に防災無線を整備したことにより、令和2年度から防災ラジオによる情報発信ができるようになっているが、現在の防災ラジオの配布実績は、令和3年8月10日現在で、74.23%である。防災ラジオは、情報収集のツールの一つに過ぎないが、有線放送では難しかった安定した情報の提供を可能にしており、この功績は大きいと言える。今後は、防災ラジオの配布実績を100%に近づけるよう、さらに努めていただきたい。

現在の課題を町と行政区それぞれが把握し、解決するためにも、町と行政区が連携して、防災訓練を行う必要がある。何としても、住民の皆さまの命を守るという強い使命感のもと、真摯に取り組んでいただきたい。久山町議会が定めた久山町議会災害発生時対応指針、久山町議会災害発生時対応要領、災害発生時行動マニュアルについては、必要に応じて見直しを行っていく予定である。

以上です。

○議長(阿部文俊君) これで諸般の報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 議案第43号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について

○議長(阿部文俊君) 日程第2、議案第43号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) マスクをとらせていただきます。後からでもよかったんですが。

今回、お二人の方が大変おめでたいこの町の自治功労者表彰ということで、議題が上がっております。しかし、通常はこの案件、議題11月3日の文化の日に合わせて、毎回10月初旬に自治功労者表彰のために、臨時議会が開かれこの議案が上がってくるのが通常と理解しています。今回、議会が開催されるとはいえ、まだ8月のこの時期に議案に上がってくることは異例でございます。ちょっと少ししゃべらせてもらいます。お一人昨年、叙勲を受けられた方がおられます。自治功労者表彰は妥当でございます。おめでたい自治功労者表彰ですが、町議選が終わった後、新しい議会の構成議員で臨時議会が間違いなく開催されます。そこで議案を提出しても間に合います。表彰されるだけの実績がある方ならそこでやればいいはず。なぜ、8月末のこの時期、決算を審議する議会、分厚い議案書の中

身を審議するのに大変なこの時期に、変則的な形で自治功労者表彰の議案が上がってきた のでしょうか。これがまず1点。

そしてもう1点、お一人は役場の特別職を退職され、一定期間が経過しております。昨年、叙勲を受けられた。今年の自治功労者表彰の対象になることは分かります。しかし、もう一方の久芳前町長は、3期12年の町長職のご経験というのは確かに対象ではあるでしょう。しかし、まだ公職を引かれて10カ月ですよ。来年以降に表彰の対象として審査を回すべきだったでしょう。ましてや今年は、コロナ禍の真っ最中です。緊急事態宣言やら、まん延防止等重点措置やらで世は騒然としています。盛大にお祝いできる雰囲気ではない。お一人目の元副町長は、順番として今年は表彰はいいとしても、久芳前町長はまだコロナが落ちついてからの表彰対象にしたほうが順当だと思いますし、そうすべきではなかったかと思います。そのほうがコロナも落ちつき、お祝いムードになってる可能性が高いのでは。

この2点、なぜ8月末のこの時期に自治功労者表彰の議案が上がってきたのか。2、久 芳前町長の場合は、来年以降に回すべきだったでしょう。

お答えいただきたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(西村 勝君) それではお答えさせていただきます。

マスクを外させていただきます。まず、今回表彰条例につきまして功労者表彰ということで、平成29年、そして30年、こちらにつきましては9月定例会で上程をさせていただいてます。

それ以前につきまして、佐伯議員がおっしゃるとおり、臨時議会で出されてるということもあります。ですから9月議会に上げるということに対してはイレギュラーではないということはご理解いただきたいと思います。

もう1点、本来ですと私の考えとしましては、功労者表彰というのはですね、臨時議会で上げるとなるとなかなか手続き上、短い期間になりますので、9月定例会で町の功労者を決めるというのは本議会で、かけるべきであるんじゃないかと考えております。

次に二つ目のご質問、久芳前町長の表彰条例の対象ということについて今年度が妥当だったかどうかという話なんですが、あくまで、コロナ禍ということもありますが、この表彰条例に基づき対象になった方は、そこの実際に表彰審査委員会、こちらのほうに提案するというのは行政の事務でありますので、その対象になられた方っていうことになったら速やかにですね、こちらの方としては審査にかけるということで手続きを踏んでるというだけです。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) まず一つ、9月定例会で1度だけ、これが上がったというふうに言わ れました。しかしあとは全部10月の臨時議会ということはやはりイレギュラーですな。ま だ終わってませんよ。イレギュラーですね。そして、久芳前町長は、今私が一般質問、補 助金目的外使用というこの違法行為。補助金適正化法違反で、国交省に1,984万円返還し なければいけなくなった、この町の不祥事について、この町の最高意思決定者として、実 態をこれ究明してる真っ最中です。これは仮に、私が9月の選挙で議員じゃなくなったと しても、これ究明していく問題でございます。これ、西村町長自身、久芳前町長が目的外 使用の責任者だと会議録に残る形で答弁しておられます。 1回、最初の就任の時の一般質 問ですね。これ自治功労者表彰の表彰審査委員会が決めたことにはならないと思います。 これは提案者はあくまでも西村町長と捉えます。元地域住宅モデル普及推進事業の担当者 である西村町長が、久芳前町長を押し上げた形になります。今の時期、このタイミング で、自治功労者表彰に強引な形と思えるような、そういった印象を持ってしまうような、 久芳前町長押し込むことはちょっと得策ではないと思います。これ、禍根を残すんじゃな いかなと私思います。今回、9月議会の一般質問でも私は問題提起してます。ちゃんとこ れ議事録残ってます。議会に久芳前町長に来てもらってしゃべってもらわなければならな いことが多々ある。そんなことを言っております。少なくとも退任後わずか10カ月で表彰 者に上げるのではないのではないでしょうか。コロナ禍で世の中の沈滞ムードもございま す。繰り返しますが、昨年叙勲を受けられた方は順当です。しかし、もう一方の久芳前町 長は来年以降に回すべきだと考えます。まだお若いし、来年こそはコロナも落ち着いてく れるのではないかという期待もあります。お祝いはそのほうがいいのではないでしょう か。なぜ今年じゃなければならないでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(西村 勝君) まず、1回と言われますが、私は2回とちゃんとご説明してますので、そこを訂正させてください。平成29年、平成30年が9月定例会ということになってますので、1回ではありません。そして、今回、久芳前町長が適正かどうかっていう判断は、私はこの条例に基づきですね、提案を事務としてやります。そこをしっかりと表彰審査委員会で、それを、諮問っていうかですねそれを判断してもらうということが、そういうふうに組織としてあるわけですから、そちらの方がもし不適切であれば、そういう判断をされると思います。なおかつ、この議会の場においてですね、その決定を受けた上で、また議会の方で判断をしていただくというような制度になっておりますので、もし佐伯議

員がそういうふうなお考えであればそれはそれで、そういう自分の意思に基づいて、議員 として、どういう判断をされるかというのはいいと思いますんで、以上で私の回答とさせ ていただきます。

以上です。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

3回目です。

○4番(佐伯勝宣君) 2回今まで定例会、9月でやったといいます。じゃあ、2回でございます。いずれにしてもイレギュラーでございます。そして今、8月でございます。そして、この決算議会の審議。分厚い議案書をこれ審議する大変な議会、選挙前。真っ最中でございます。これ落ち着いて10月になってからでもいいと思います。そして、新しい構成員、それでやっても、それだけの対象であるのであれば、やはりそれは変わらないと思いますし、何もこの今のこの構成員のメンバーで、そして非常に大変な9月の決算審査、そういった中でやらなくてもいいと思います。しかもまだ10カ月です。お若い久芳町長は。まだまだこれはこれ審議する時間はありますし、今コロナ禍、真っ最中。緊急事態宣言、まん延何たらかんたら。大変な時です。それよりも落ち着いてから、おめでとうございますを言ったほうがいい。

そして、何度も言いますが一般質問。これ今、対象者です。そして、現町長西村町長自身、補助金目的外使用の責任者は久芳前町長であるとはっきり言っておられる。そういった中で、今議会私も一般質問、久芳前町長呼んだらどうかという質問をしてる。そういった中であるよりも、1年後に延ばしたほうがいろいろ落ち着いてくるし、分かってくる、コロナもですね。そのほうがいいんじゃないかと思います。

では、3回目の質問行きます。ちょっと重複しますが。

- ○議長(阿部文俊君) 今のが3回目じゃないんですか。
- ○4番(佐伯勝宣君) いや今も3回です。行きます。

町民は、今回の表彰決定の過程はどう見るでしょうか。目的外使用の追求逃れのために、既成づくりのための表彰だと見る動きはないと言えるでしょうか。提案者は西村町長ということになりますよ、どうしても。自治功労者規定があるんですかねこれ、久山町の自治功労者表彰条例第9条の第2項、町自治信用上、信用失墜行為をなしたもの、後で全体が明らかになったら、表彰状および功労章を返上させるものとするとあります。これにひょっとしたら引っかかる可能性もあるし、これは調べていったら、なんで表彰を待たなかったんだということにならないとも限りません。ですから、そういった意味で1年待ったほうがいいんじゃないかと思います。補助金1,984万円国交省へ返還、これは重い事実

ではないでしょうか。今の西村町長が、表彰の対象として実際に、最高責任者として現在進行形の問題として、一般質問で私が名前を挙げている、そういった名前が挙がってる方を表彰し、目的外使用の実態解明、追及とは違う方向に持っていった。そう考えない町民は果たして全くいないと言えるでしょうか。もう少し時期を待って、全体の問題を解明してから、表彰の対象に上げるべきでは。そうでないと、これまでの流れタイミングは、追求逃れのため、今のこの議会のこの構成員であるうちに表彰してしまおうと、既成事実を先につくるための表彰ととられかねないのではないでしょうか。はっきり言って今、私が言っているお一人は、来年以降にもう一度審査してもらったほうが得策と考えます。そうでないと、既に会議録で久芳菊司前町長が目的外使用1,984万円、国交省に返還した補助金適正化法違反の一件の最高責任者だったと言ってる手前、禍根が残るのではないかと考えます。もっと落ち着いてから提案すべきだったと考えますが、いかがでしょうか。

終わります。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(西村 勝君) どこが質問なのかちょっとなかなか判断が、申し訳ないですけど難しいところでありますが、まずこの誤解がないようにお話をさせていただきますが、条例に基づき、そこについて、正式にその見解がない以上、私が出す出さないを判断するという立場ではありません。この条例に基づき、その対象者になってある方を審査にかけるのが私の仕事です。その表彰審査委員会で、町民から選ぶ町の審査委員会条例で決まった方が、そこで審議をされるわけですから、それに基づいた結果っていうことを私はそれを受け入れる。ですから今佐伯議員が言われましたように、もしこの後どういうことがあるか佐伯議員が言う、一つの自分の仮説かもしれません。そういうことがあった場合については、当然そこでまた判断がされるわけですから、それについてどうこうということをこの場で話してるわけではないというのはご理解をいただきたいと思います。

そういうことで考えたときに、しっかりですね、町民の中の皆さんに、表彰審査委員会という決まりの中で提案をしてるわけですから、そこについては、私が自分の一存でこの条例に基づいた範囲で、該当されないということがない以上ですよ、今の時点で。それについて私が出す出さないということ判断することではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) ほかにありませんか。 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 議案第43号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてということ

ですが、マスクを外させてもらいます。

本町の自治行政、振興に寄与された功労者を表彰するためと。当然、功労者条例に基づいてそれと規制に基づいて、先ほど町長言われた、審議委員会等あたりで、こういう人たちをというふうに。僕は何を言いたいかといいますと、こうした功労者の表彰について、1本の議案ではなくて、今までも確かに何人か、1本の議案に名前を書かれて提出されたことがあります。そうしたことが、ここについて、個人のプライバシー的なことは発言できませんけども、こうした行政に功労された人たちを表彰すると。だからこそ別々に、議案を今後出すべきじゃないかというふうに思いますが、そこはどうでしょう。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(西村 勝君) ありがとうございます。功労者というですね、そういう条例上のくくりからいくと、1本でっていうのが、その名前に上げてるっていうのありますので、その辺につきましては、今までそういう形で上程をさせてもらいましたので、少し今後検討させていただきたいなと思います。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 確かに功労されたあるいはまた、善行表彰等々がありますけども、やはり一人一人をどう見るかということも一方じゃあるけども、こうした1本で条例が出てくるということじゃなくて、やはり今後、今までは僕もそういう経験あります。2、3人出されたこともあるから。だから今後、条例を別々に提案されたらどうでしょうかということを、再度お尋ねします。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(西村 勝君) 本田議員のお話の内容、じゅうぶん分かりましたので、ちょっと制度 上も含めた上でですね、ちょっと検討させていただきたいと思います。 以上です。
- ○議長(阿部文俊君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) ないようでございますので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第43号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(阿部文俊君) 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 議案第44号 久山町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部文俊君) 日程第3、議案第44号久山町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第44号久山町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第4 議案第45号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部文俊君) 日程第4、議案第45号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例に ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第45号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(阿部文俊君) 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第46号 令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(阿部文俊君) 日程第5、議案第46号令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定に ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論希望者がおられますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番(本田 光君) マスクを外させてもらいます。

議案第46号令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

新型コロナ感染症によるパンデミックのもとで、安倍政権を継承するとした菅政権の対策も、公衆衛生、医療機能の抜本的強化よりも、財界からの要求が強いGOTOキャンペーン事業やデジタル化に固執しており、こんなやり方では日本経済が立ち行かなくなります。

コロナ災害で命と暮らしを守る地方自治体の役割も問われます。国は、全世代型社会保障改革を目指す自助・共助・公助。その本音には、全世帯負担増だと考えます。今、地方公共団体は、コロナ感染対策を抜本的に強化し、国の悪政から住民の命、暮らし、あるいは介護、教育、農林業の再生策の充実が強く求められております。

令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算書の中にも、公園費、久山町総合運動公園スポーツゾーン整備のうち、第7期、8期の中にはサッカー場・野球場等々が入っておりませんけれども、今日まで断念するとは言われておりません。要は、ランニングコスト、リスクがあると言わざるを得ません。今、サッカー場・野球場等々は断念すべきであります。町が優先しておかなければならない事業が山積しております。

- 一つには、山田小学校体育館を含む大規模改修工事。
- 二つ目には、久原・山田両小学校のプール改修工事。
- 三つ目には、中学校給食の実現。

四つ目には、久山町指定可燃ごみ袋の大、1枚105円の値下げ。

五つ目には、中学校卒業までの医療費完全無料化等々があります。

今、何よりも最優先する課題は、新型コロナ感染症対策だと考えます。令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算書の款項目を見ましても、歳入歳出総費用額、一般管理費の平和事業補助金、民生費の子ども医療費支給事業や、子育て支援事業、衛生費の新型コロナ接種事業、農業振興費、土木費の道路維持費や教育費等々は、賛成評価できる点もありますけども、総合的に見まして、賛成できない点が多くあります。

以上述べて反対討論といたします。

○議長(阿部文俊君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) これで討論を終わります。

議案第46号令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(阿部文俊君) 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第6 議案第47号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい て

○議長(阿部文俊君) 日程第6、議案第47号令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第47号令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(阿部文俊君) 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第7 議案第48号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(阿部文俊君) 日程第7、議案第48号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第48号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決 します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(阿部文俊君) 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第8 議案第49号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定 について

○議長(阿部文俊君) 日程第8、議案第49号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計

歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第49号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを 採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第9 議案第50号 令和2年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長(阿部文俊君) 日程第9、議案第50号令和2年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第50号令和2年度久山町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第10 議案第51号 令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長(阿部文俊君) 日程第10、議案第51号令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定 についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第51号令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。 本案は認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第11 議案第52号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第3号)

○議長(阿部文俊君) 日程第11、議案第52号令和3年度久山町一般会計補正予算(第3号) を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

松本議員。

○5番(松本世頭君) マスクを外させていただきます。

中学校給食のことについて、教育長にお伺いしたいと思います。ある父兄からいろいろ お聞きしたんですけども、中学校給食の普及について。何人かの方が言われるには…

○議長(阿部文俊君) 松本議員、ちょっと待ってください。今回補正予算にあるか確認しま すので。

> [5番松本世頭君「全体的も含めてですよ。いかんかな。」 と呼ぶ]

給食問題だったら全く関係ないと思います。

〔5番松本世頭君「入っとらんかいな。入っとらんでも…

…」と呼ぶ〕

給食問題入ってませんので、それ以外のことでお願いします。

- ○5番(松本世頭君) 決算の時言おうか。
- ○議長(阿部文俊君) もう終わりました。

[5番松本世頭君「もう終わったかな。なら分かりました。 個人的にお話させていただきます。」と呼ぶ〕

もう終わります。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) ないようでございますので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第52号令和3年度久山町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第12 議案第53号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第12、議案第53号令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第53号令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

### ── 令和3年第4回9月定例会 ──

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第13 議案第54号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第13、議案第54号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第54号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第14 議案第55号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第14、議案第55号令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第55号令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第15 発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書

○議長(阿部文俊君) 日程第15、発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税 財源の充実を求める意見書を議題とします。

提出委員長より、趣旨説明をお受けいたします。

阿部議会運営委員長。

○7番(阿部 哲君) 提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしている。

この影響により、本町においても、町民の生活への不安が続いている中、引き続き町の 税収等の減少が懸念され、来年度においても財源不足が避けられない厳しい状況に直面し ている。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、全国の町村議会が一致団結して国の関係機関へ久山町議会会議規則第14条第3項の規定により、意見書を提出するため提案するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(阿部文俊君) 提出委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 先ほどちょっと読みましたけれどもですね。提出者ということで、議会運営委員長の名前がある。これは大変これはいいこと、この状況の中でやはり、そういった意見書を出すということはいいことですが、やはりこれは全議員がこれ出すべきである。ましてや、選挙も近い。これちょっと余分かもしれませんが、委員長から提案されるということはこれはもういいと思います。やはりこれは賛同者といいますか、賛同者という文言を入れなくても、やはりダーッとこれは、縦で議員の名前を書くべきでした。

これ、代表で書かれたその意図は何でしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 阿部議会運営委員長。
- ○7番(阿部 哲君) 本来ですと、全議員で全員協議会で協議しながら進めていくことが、 正解でありましょうが、本議会9月議会におきましては決算議会であり、大変な多くの審

議等、また協議等あります。また、コロナ禍の中、非常事態宣言の中で、あえて全員協議会を開いてまでということではなく、議会運営委員会で協議しまして、このような形で、 提案させていただきました。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) なるほど、この多忙な中、そして決算という大変分厚い議案書がある 中でそれはご配慮されたということでしょうか。

しかし、やはりちょっとそれは違うんじゃないかというふうに言わしていただきます。 やはり議会というのは言論の府でございます。こういった多忙の中でも、ましてやその職 員が庁舎を後にする時間まで残っていたということは、今回1度もございませんでした。 やはり短時間であってもそういった全員がそろう時間の中で、こういったものを提案しよ うと思う、どうかということで諮るのは、そんなに時間を労するどうするものではない。 そしてその過程、プロセスが大事なことでございます。ですから、やはりこれは、お一人 の名前でこれを出すということ、ちょっとやはり私も違和感を感じるものでございます。

大変いいことではございますがちょっとそこら辺ですね、やはり言論の府であるこの議会というもの。そういったもので、会議をなぜ開かなかったのか、もう少しちょっとお考えを述べてもらえたらと思っております。

- ○議長(阿部文俊君) 阿部議会運営委員長。
- ○7番(阿部 哲君) 理由は先ほど申し上げましたとおりでございます。 佐伯議員の意見は、意見として伺っておきます。 以上です。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 確かにこれは意見としてでございますが、これ提出先が衆議院議長、阿部文俊議長を通してですけれども、やはりこういった偉い方々、国に対して出すのであれば、これはやはり、議会の力やはり名前を列挙しておいたほうが、これはやはり、何て言うんですかね、威圧感という言葉は当てはまりません。やはり重みも違います。確かに、議運委員長、そういった意味で長ではございますがやはり、お一人の議員でございます。それよりも、これだけ多くの久山町議会議員が、これは賛成したと。それを議長に出して、そして議長からこの国に対してしかるべき機関に出してもらうということでしたら、やはり全議員の名前を入れたほうが私はいいと思います。そういった意味では、ちょっとこのまま出すのに私は抵抗があると思うんですが。

そこら辺は、委員長いかがでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 阿部議会運営委員長。
- ○7番(阿部 哲君) あくまでも、提出者は久山町議会議長阿部文俊の形で提出ということ になりますので、それぞれの議員は全員で賛成していただきまして、可決していただきま すようによろしくお願いいたします。

[4番佐伯勝宣君「はい、最後。」と呼ぶ]

○議長(阿部文俊君) 終わりです。

[4番佐伯勝宣君「そうですか。はい。」と呼ぶ]

○議長(阿部文俊君) ほかにありませんか。

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を 採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(阿部文俊君) 起立多数であります。従って、本件は原案のとおり可決されました。 ただ今可決いたしました意見書は、早急に関係機関へ提出いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(阿部文俊君) 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本議会の会期日程、当議会の運営に関する事項および議長の諮問に対する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(阿部文俊君) 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の 継続調査とすることに決定いたしました。
- ○議長(阿部文俊君) これで本日の日程は全部終了しました。

#### ── 令和3年第4回9月定例会 ──

ここで町長より、発言の申し出があっておりますので、発言を許可します。町長。

○町長(西村 勝君) マスクを外させていただきます。

議長よりですね、発言の許可をいただきましたので、本議会最終日に当たり、一言ごあいさつを差し上げたいと思います。

まずもって、今議会に提案しました全ての議案につきまして、皆さまに承認、認定、可 決いただきましたこと、心から御礼申し上げます。今回のご承認いただいた件も含めまし て、引き続きですね、町民の皆さまの安心・安全につながるまちづくりを目指してです ね、スピーディーに取り組んでまいりたいと思っております。

さて、本議会が、議員の皆さまにおかれましては、最終の定例議会となります。議員の皆さまにおかれましては、4年間、誠心誠意久山町の発展にご尽力をいただけたと思います。特に、新型コロナウイルス感染症予防対策において、皆さまのご理解、ご協力により、早期に対策に取り組め、その結果、新型ワクチン接種の接種率の高さにもつながっていると私は考えております。私にとりましてもですね、職員時代、そして、昨年10月町長就任後もいろいろとまだまだ未熟な面がありましたが、皆さまのご支援により、何とか町政を前に進めることができました。皆さまのお気持ちをですね、引き続き、まちづくりに生かしていく所存であります。

結びに、議員の皆さまにおかれましては、次なる選挙に臨むそういう決意をされてある 方もおられると思います。皆さまのご栄冠を心からご祈念申し上げまして、私のお礼のご あいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(阿部文俊君) この議会も、この4年間、私もこういう立場にさせていただきまして、誠にありがとうございました。

そして、これから次に向かっての準備も皆さま方それぞれあると思われますので、お力 をどうぞ発揮していただき、これからもこの議会を理解していただければと思います。

この4年間、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第4回久山町議会9月定例会を閉会します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

閉会 午前10時39分